

鳥取縣公報

本書ノ大レサハ國定規格 A5判

昭和二十四年八月九日 火曜日
第一千三百十五号

條例

◆鳥取縣條例第五十一号

鳥取縣山羊乳取締條例を次のように定める。

昭和二十四年八月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣山羊乳取締條例

第一條 この條例は山羊乳に起因す衛生上の危害の發生を防止することを目的とする。

第二條 山羊乳処理業を営むとする者は左に掲げる事項を記載した届書をその営業所々在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

一、住所氏名年月日(法人にあつてはその名称、事務所々在地、代表者住所氏名)

二、営業所々在地

六、殺菌冷藏及びびん詰に必要な設備をすること。

七、便所その他衛生上有害と認められる場所から適當

營業者は前項各号の事項に変更があつたとき又は廢止したときも亦同様である。

第三條 山羊乳処理場の構造設備は左の基準によらなければならぬ。

一、処理場は処理場以外の施設と区劃すること。

二、地盤はコンクリートその他不滲透質材料を以て築造し且つ排水に便利な構造とすること。

三、採光、換氣が充分であること。

四、防塵、防虫、防そ設備をすること。

五、器具容器の洗じよう、滅菌及び保管に必要な設備をすること。

六、殺菌冷藏及びびん詰に必要な設備をすること。

な距離を有すること。

第四條 販売の用に供する（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合も含む。以下同じ）山羊乳は高溫殺菌（攝氏九十五度以上において二十分钟間加熱するを

いう）をしなければならない。

第五條 販売の用に供する山羊乳を取り扱う器具及び容器はこれを使用するとき適當な殺菌方法を施さなくてはならない。但し山羊乳をびん詰のまゝ高溫殺菌する場合のガラスびんはこの限りでない。

第六條 販売の用に供する山羊乳を配布する容器は著色しない透明のガラスびんを使用しなければならない。

第七條 販売の用に供する山羊乳の容器には左の事項を標示しなければならない。

一、名称

1、飲用山羊乳にあつては山羊乳であることを明示し、これに殺菌方法を附記する。

2、加工山羊乳にあつては山羊乳であることを明記する。

規則

第十條 本條例は自家の用に供するものには適用せない。
第八條 第二條、第四條及び第七條の規定に違反したものはこれに二千円以下の罰金又は料料を科する。

第九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰する外その法人又は人に対しても前條の罰金又は料料を科する。

第十條 本條例は自家の用に供するものには適用せない。
第八條 第二條、第四條及び第七條の規定に違反したものはこれに二千円以下の罰金又は料料を科する。

附則

この條例は公布の日から施行する。

鳥取縣規則第七十四号

昭和二十三年鳥取縣規則第二十二号道路損傷負担金徵收規則の一部を次のように改め公布の日から施行し昭和二

十三年度分から適用する。

昭和二十四年八月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第四條の別表「種別一台一ヶ月負担率」を次のように改める。

一、登録者住所氏名 鳥取市吉方七八三番地
鳥取縣水産業会 会長 田 中 信 儀

二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関
三、登録番号 第九号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、營業所又は事業場の位置

鳥取縣東伯郡上井町大字上井三二〇ノ一八

鳥取縣水產業会上井荷受所

種	別	一台一ヶ月負担率	
		営業用	自家用
トラック	営業用	普通車	小型車
バス	営業用	普通車	普通車
ハイヤー	自家用	営業用	自家用
荷馬車	(牛車を含む)	二輪車共	二輪車共

告示

◆鳥取縣告示第四百三十号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十五号鳥取縣消費地域

もつてこれに代えることができる。

◆鳥取縣告示第四百三十一号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十四年八月九日

一、申請人の住所氏名　鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取市本町三丁目

鳥取郵便局長 山根源平

一、同 規模 建築面積 一九、二八平方米
突出する部分 七、二三平方米

一、指定の場所　鳥取市立川町五丁目一〇〇番地
二、建築線の延長 二二六米

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす
ること。

一、建築線間の距離 四米
一、面積(省略)

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にてこの建築物を除却すること。

◆鳥取縣告示第四百三十二号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年八月九日

一、建築主の住所氏名　鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取市東品治町二ノ三番地

城 口 虎 雄

一、建築物の位置　鳥取市東品治町二ノ三番地

一、同 用途 住宅

一、建築物の構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

昭和二十四年八月九日印刷
昭和二十四年八月九日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

行 番 号 鳥取縣鳥取市
島 取 県 島 取 市
東 町 島 取 縣 印 刷 所